



国海産第 243 号  
平成22年10月25日

(財) 日本船舶技術研究協会会長 殿

国土交通省海事局長



日本工業規格の制定、改正及び廃止について

標記について、別紙のとおり平成22年10月25日付で日本工業規格が制定、改正及び廃止されたので、通知する。

## 1. 制定された日本工業規格

船用電気設備—船及びオフショア用の電力、制御及び計装ケーブルの一般構造及び試験方法 C 3 4 1 1

## 2. 改正された日本工業規格

船用電線 C 3 4 1 0

## 3. 廃止された日本工業規格

船用電気設備—第350部：船用電力ケーブル一般構造及び試験要求事項 C 3411—350

船用電気設備—第351部：船用電力、通信及び制御ケーブルの絶縁材料 C 3411—351

船用電気設備—第353部：定格電圧1kV, 3kV押出個体絶縁単心及び多心非等電界電力ケーブル C 3411—353

船用電気設備—第354部：定格電圧6kV, 10kV, 15kV押出個体絶縁単心及び3心電力ケーブル C 3411—354

船用電気設備—第359部：船用電力及び通信ケーブルのシース材料 C 3411—359

船用電気通信ケーブル及び無線周波ケーブル—第373部：船用可とう同軸ケーブル C 3411—373

船用電気通信ケーブル及び無線周波ケーブル—第374部：非主要通信用電話ケーブル C 3411—374

船用電気通信ケーブル及び無線周波ケーブル—第375部：一般計装,制御及び通信ケーブル C 3411—375

船用電気設備—第376部：船用多心制御ケーブル C 3411—376